

教材開発と教育方法についての一考察

-コラボレーションによる活動-

Consideration on Teaching Material Development and Educational Method

- Activities through collaboration -

谷中優(日本作曲家協議会)

Suguru TANINAKA (JFC)

(キーワード)

音楽表現、教材開発(作曲)、メディア、コラボレーション、指導方法

1. 音楽教科における教材開発について

-自己の実践活動を通して-

(1)教材開発における教材の種類

- 1) 教材として機能するもの
 - a. 既成の音楽作品の再編成(合唱、合奏など・自主教材等と呼ばれる)
 - b. 創作による作品など
- 2) ワークシート等や子どもの活動プロセスで使用する楽曲以外のもの
- 3) 指導方法が直接的に教材となり得るもの
(例)手作り楽器によるアンサンブル活動等¹

(2)教材開発のアプローチ

教材開発のアプローチは大きく次のように分類される。

- 1) 教材開発者自身による個人的アプローチ
- 2) コラボレーションによるアプローチ
 - a. コラボレーションによる教材の制作
 - ・指導方法の研究と指導プロセスの確立そのものが教材となる
 - ・制作の分担によるもの(楽曲の場合-詞・曲、音楽劇の場合-台本・テーマ曲・BGM、衣装や大道具・小道具の制作等)
 - b. 委嘱による楽曲の制作(作曲)

¹ 筆者 40 年間の実践研究の深化によって、月刊誌の連載・書籍・講演資料等多くの成果物を有している。

2. 事例

今回(本発表)は既述「b. 委嘱による楽曲の制作について」、次に示す事例 1-4 に焦点化した考察を試みる。そこでは楽曲に対する委嘱者からの様々な創作のアイデアや方向性が提供される場合が多い。

(1)事例

【例 1】 委嘱者/田村幸雄

作成された教材/

「Percussion Ensemble 1979」 for Children²(教育音楽小学版 昭和 55 年 2 月号付録楽譜、のち「小学生の為の 器楽合奏曲集 5」松本恒敏編 音楽の友社 昭和 57 年 9 月)、その後アンサンブル・ピースとして出版(マザーアース株式会社 2008. 9. 15)

【委嘱者のコンセプト】

- ・新しい音響であること
- ・少人数、クラス、学年などで取り組めるもの
- ・子どもが興味を持って取り組めるもの
- ・小学校高学年が演奏可能な平易なもの

【作品の内容】

作品は大きく 2 つの部分に分かれている。前半は各パートの時間的ずれを伴うトレモロによる持続、後半は各パートが受け持つリズムパターンの重なりとダイナミクスによる楽曲の構築であり、ポリリズムの概念を元に作られている。

² 委嘱者が担任する小学校のクラス児童により同年初演。

[例2] 「Performance 1995」コンピュータと120人の子どもたちのための(初演/1995.11 厚木市文化会館)

委嘱者のコンセプトは事例1と同様である。作品はコンピュータ・システムの導入による電子音、子どもたちの声(オノマトペ/子どもたちのテキストによる群読)、同様に子どもたちの手に成る多様な手作り楽器の演奏が加わったもので、自作テキストや楽器制作を含め、子どもたち自身が本作品の「創作」のエリアに参加している実態がそこにある。

[例3] 「コスモスⅡ」吹奏楽の為の(初演/1977.11 厚木市文化会館 厚木市民吹奏楽団委嘱)(マザーアース株式会社)

[例4] 吹奏楽の為の「熊本城幻想曲」(2017.3 スタジオM出版、初演/厚木市立藤塚中学校吹奏楽部³ 厚木市文化会館 2017.7)

例3、4は委嘱者の指定による吹奏楽を演奏形態に持つ楽曲である。これらにおいても「新しい音響、新しいもの」といったコンセプトは引き継がれている。委嘱者である田村は常に新しい、つまりオリジナリティを意識したアプローチを継続している。⁴

(2) 事例の実態

例1、2は委嘱者の当時の勤務校において、前者は担任する学級で、後者は学年全体での取り組みであった。特に例2においては該当学年の教員すべてが指導プロジェクトとして活動している。

例3は、当時社会教育活動のメディア「厚木市民吹奏楽団」団長であった委嘱者が全体指導と打楽器セクションを受け持っている。曲は吹奏楽とドラムセットの為の作品であった。

例4は部活動における教材の開発と指導の実践であり、ここでは教材制作(作曲)と指導は完全に分離し、それぞれのセクションを完遂することで教材制作と活用がなされている。

また例4は例2の教育現場の内容と類似している。そこでの指導は委嘱者が中心ではあるが、他の顧問2名は中心指導者の補助的役割を果たしている。つま

り、ここでは3名の協働的指導体制により部活動が運営されていて、それは楽曲のプローチにおいても同様である。

3. まとめ

(1) 考察によって再確認できたこと

- 1) 教材開発のサンプルとしての実態
- 2) 教材開発のプロセスの明確化
- 3) 教材の指導方法と指導体制
- 4) 教材開発におけるコラボレーションの実態とその重要性

(2) 上記(1)における再考

本論は筆者の実践をベースにした個人的なアプローチでありサンプルの一つである。しかしながら、これらの実践と考察は個人的なエリアを逸していないのではなく、多くの音楽教育現場の活動との共通項を内包しているものであるだろう。

現場の指導者が子ども(被教育者)の実態を把握したうえで、指導者の創意工夫を求めているのは、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開すること」を謳った文部科学省・学習指導要領「生きる力」第1章総則のとおりである。

しかしながらそれを抜きにしても、指導者の自主的・能動的なアプローチが教育現場に切に求められていることは、今に限ったことではないのである。

(資料1)



吹奏楽の為の「熊本城幻想曲」を演奏する
厚木市立藤塚中学校吹奏楽部(指揮/田村幸雄)

³ 資料1参照

⁴ 例1-4のすべての場合において、委嘱者が指揮・指導に携わっている。